

男女共同参画に関する条例の検討に係る各委員意見

| 氏名 | 意見 |
|-------|---|
| 泉委員 | <p>質問事項</p> <p>1 条例の役割・効果について、簡単に説明していただきたいです。時代の変化に応じて、改正ができるのか？他の自治体で改正例があるか？なども気になりました。</p> <p>2 県条例はあくまで参考で、内容については白紙からのスタートということでしょうか？</p> |
| 黒田委員 | <p>・男女共同参画社会の実現のための市の取組みについて市民の認知度がかなり低く、啓発するにしても、今まで通りでは難しさを感じました。アンケートの意見にもありましたが、「条例があった方が効果的に推進できると思う」が56.2%であることに鑑みると、条例の制定が、認知度をあげたり施策を効果的に推進するきっかけにもなり、思索の策定や実施、広報がより促進されるように思います。市民の声としては、（条例制定というよりはむしろ）男女共同参画に関する実質的な支援策を充実させてほしいということにあると思いますので、条例の制定と実質的な協働参画のための施策の策定、実施を両輪として進められると良いように感じます。</p> <p>・一方で、条例化については、市長のヴィジョン（と議会の理解）が重要になるかと思えます。男女共同参画社会か、あるいは多様な人々が共生する社会が市政方針やヴィジョンに明確に組み込まれている／組みこもうとしている場合、条例の制定は施策の実質化と併せて効果をもつと思えます。また、男女共同参画社会の項目には、論争的な内容（セクシュアリティや外国人の問題等）が含まれており、市民のあいだで誤解され正しく理解されていないものもあります。それゆえ、明確な方針として進めなければ、条例化しても意味がないと思われるか、一部の人の偏った取り組みであると思われる危険性もあります。ですので、条例とする場合、船橋市の現状から説得力のある位置付けをする必要があると考えます。</p> |
| 松本委員 | 意見なし |
| 大原委員 | 意見なし |
| 峠委員 | 意見なし |
| 石野委員 | 意見なし |
| 亀ヶ谷委員 | 意見なし |
| 文川委員 | 意見なし |
| 平山委員 | 意見なし |
| 山口委員 | 意見なし |
| 橋本委員 | <p>市が取り組むべきことが3つ選べる中で 条例の制定が優先順位として低かったことから 市民にとって「条例の制定」の意義が感じにくいのかと思いました。</p> <p>意見にもありましたが、条例の制定には具体的なアクション、や実用的な施策がセットで必要があると感じました。</p> <p>アンケート報告書の育児の部分で、役割の理想は夫と妻が同じくらいが多いが、現実として主に妻に偏っているように、理想と現実はまだ離れていて、女性の社会進出が推進される中で、男女共同参画、ライフワークバランスと言われながらも、育児においてはなかなか女性の負担が減らない現実があることがわかります。その点からも、条例が単なる理念の共有にならないように検討する必要があると思います。</p> |

| 氏名 | 意見 |
|------|---|
| 奥田委員 | <p>条例の果たす役割を丁寧に説明するべきではないですか。 どのような男女共同参画条例を作るかによっても違うと思いますが、県のような条例ではあまり意味が無いように思います。 罰則規定を盛り込む、相談機能の充実、男女共同参画センターの位置づけ等、男女の平等意識が進むような条例を望みます。 男女の人権の尊重は基本中の基本ですが、性的人権の尊重及び性的人権を学ぶ場の確保も必須と思います。</p> |
| 木下委員 | <p>条例を制定することが推進エンジンとして効果が大きいとは言えないが、効果的な推進を支えると思われれます。 ※アンケート結果の通り 自由意見欄のコメントに留意することが必要です。</p> |
| 藤井委員 | <p>条例の制定そのものに反対する訳ではないが、そもそも市民アンケートの回答の中から、条例の制定よりも、多くの市民が取り組むべきと回答している施策(支援策の充実感など)を、優先的に実行すべきではないかと思いました。</p> <p>条例の制定を望む市民は、回答者の16%弱に過ぎません。 民意を反映した市の行政施策とは何か、再考されることを望みます。</p> |